

<報道発表資料>

令和4年1月28日

障害児通所支援事業者の指定取消処分について

児童福祉法の規定に基づき、下記のとおり障害児通所支援事業者の指定の取消処分を行いましたので、お知らせします。

1 対象事業者

法人名 株式会社M I S ^{エムアイエス} (所在地：東京都葛飾区西水元二丁目12番3号)

代表取締役 ^{まちな}町野 ^{みつあき}光明

2 対象事業所等

(1) 事業所名等

- ① みんなのいえ八潮 (管理者 久保 英之) 事業所番号 1151000021
所在地：八潮市中央三丁目11番15号
サービスの種類：児童発達支援、放課後等デイサービス (定員10人)
指定年月日：平成26年4月1日
- ② みんなのいえ八潮中央 (管理者 久保 英之) 事業所番号 1151000054
所在地：八潮市中央三丁目22番1号ウリュウ中央第1ビル1階
サービスの種類：児童発達支援、放課後等デイサービス (定員10人)
指定年月日：平成26年8月1日
- ③ みんなのいえ緑町 (管理者 町野 光明) 事業所番号 1151000096
所在地：八潮市緑町四丁目25番3号
サービスの種類：放課後等デイサービス (定員10人)
指定年月日：平成27年10月1日

(2) 処分の内容 指定取消し

(3) 根拠法令 児童福祉法第21条の5の24第1項第5号

(4) 処分の理由 上記(1)①及び②の事業所では、平成28年4月から令和2年12月の間、③の事業所では、平成28年11月から令和2年12月の間、利用者の利用日数を水増しし、不正に報酬を請求し受給した。

(5) 不正請求額 110,754,710円(概算額)

①みんなのいえ八潮 31,078,289円

②みんなのいえ八潮中央 52,281,860円

③みんなのいえ緑町 27,394,561円

(6) 処分年月日 令和4年1月27日(通知日)

令和4年4月1日(効力発生日)

●問合せ先

指定取消しについて	福祉部障害者支援課	担当川村	電話 048-830-3317
指導監査について	福祉部福祉監査課	担当今泉	電話 048-830-3447